

生活のきまり

学校は集団生活を行う一つの社会です。その中で皆さんが安心して生活するためには、それぞれがルールを守り、秩序を保たなくてはなりません。次の生徒心得をしっかりと胸に刻み、横浜明朋高校の生徒として、規律正しく、誇りと自信を持って、楽しい高校生活を過ごしてください。

【横浜明朋高校の生徒心得】

- 1 本校生徒としての自覚と誇りを持ち、心身ともに健全である人間となることに努める
- 2 学校生活は集団生活であることを強く認識し、他者を思いやるとともに、学校の秩序を乱すような行為や他人を傷つける行為、周囲に迷惑となる行為を厳に慎む
- 3 学習は高校生の本分であることを理解し、常に自学自習を心がけ、学力の向上をはかる

1 基本事項

- (1) 校内外を問わず、他者の人格を尊重し、敬う気持ちを忘れないでください。挨拶を大切にし、正しい言葉遣いに努めましょう。
- (2) いかなる場合も、暴力行為・いじめ・喫煙・飲酒・窃盗、その他法律や校則（本校の生活のきまり）に反する行為を行ってはけません。学校のルールに違反すると特別指導の対象となります。

2 服装・身だしなみ

- (1) 服装・身だしなみは横浜明朋高校の生徒としての品位を失わないよう、制服を正しく着用し、常に清潔を心がけてください。
- (2) 制服は学校の中だけでなく、登下校中も正しく着用してください。
- (3) ワイシャツは白色無地のもので、襟元がネクタイ・リボンを締められるものに限りです。
- (4) 制服と一緒にスウェット、パーカー、ジャージ、その他学校指定以外のものを着用することはできません。ただし、防寒のため、白・黒・濃紺・グレーのVネックのセーターやベスト、カーディガンブレザーの下に着用することはできます。3cm×3cm以上の大きいワンポイント及びラインの入っているセーターやベスト、カーディガンの着用はできません。防寒コートは華美でないものをブレザーの上に着用してください。夏服着用期間はベスト（白・黒・濃紺・グレー）のみ着用できます。
- (5) 女子のストッキングは派手な色や柄のついているものは着用できません。
- (6) 原則として、体育以外の授業中に、学校指定の体育着やジャージは着用できません。
- (7) スラックスやスカートの裾を切って短くする等、制服を加工してはいけません。
- (8) 靴は、革靴またはスニーカーとし、サンダルやハイヒール、ブーツでの登校は認めません。
- (9) 頭髪の染色・脱色・エクステンション等の使用はできません。他人に不快感を与えないよう、高校生らしい節度のある髪形にするよう心がけてください。染髪等の頭髪違反は特別指導となる場合があります。
- (10) 怪我等の理由で正しく制服を着用できない場合は、保護者等から学校に連絡をし、異装届を提出してください。

(11) 本校の制服

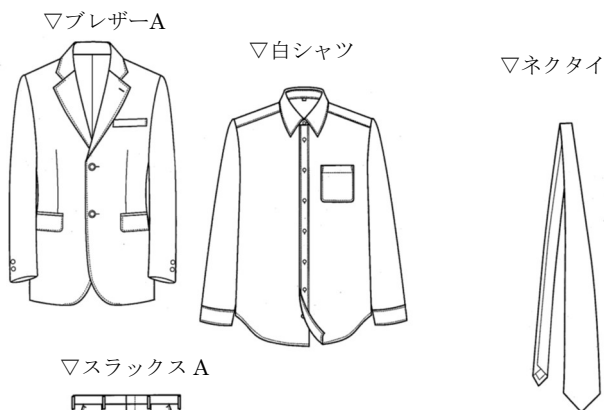
種類 期間	上衣 (ブレザー)	内衣	下衣	ネクタイ リボン	ベスト セーター カーディガン
学校指定	指定		指定	指定	
冬服着用期間 11月1日～4月30日	必ず着用	白いシャツ 必ず着用	スカート または	ブレザー着用時 ネクタイまたは リボンを 必ず着用	ブレザーの 下のみ 着用可 Vネック・ 色指定あり
夏服着用期間 6月1日～9月30日	不要	白いシャツ または白いポロシャツ 必ず着用	スラックス 必ず着用	不要	ベストのみ 着用可 Vネック・ 色指定あり

※5月・10月を夏服・冬服の移行期間とします。

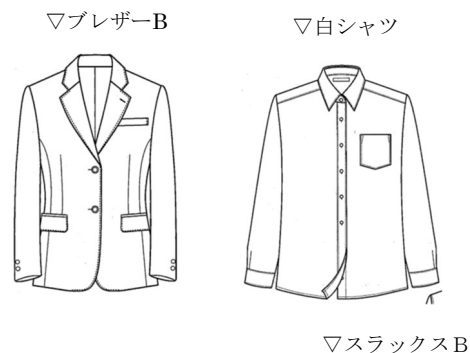
※夏季については、猛暑対策として白色のポロシャツをワイシャツの代用として着用できます。ただし、カラーポロシャツや、3cm×3cm以上の大きいワンポイント及びラインの入っているポロシャツは認めません。ポロシャツの代用期間は、原則として夏服着用期間です。

《 制 服 》

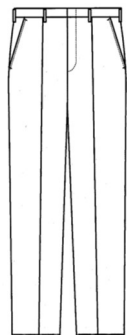
< Aタイプ >



< Bタイプ >

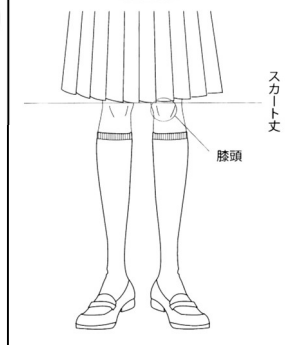


▽スラックス A

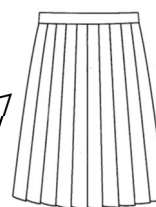


ブレザーのボタンには校章、
ネクタイとリボンには
イニシャルマークが入っています。

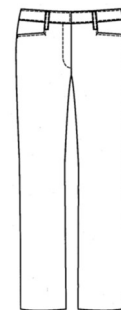
スカートの裾の長さは、
膝頭のすぐ上までです。



▽スカート



▽スラックス B



(12) 頭髪違反があった場合の指導について

本来の自分の頭髪に染色及び脱色など手を加えたり、かつら、エクステンションの着用もできません。染色・脱色してしまった場合は、本来の色に戻すよう指導します。

ア 加工しない。

イ 日常生活において、頭髪が変色するようなことをしない（過度なアイロン、ドライヤーの使用）。

ウ 改善後の色落ちは、頭髪が元に戻るまで改善を続ける。

（頭髪の改善の必要があると思われる場合には、指導状況により段階的に改善を促します。）

(13) 制服の異装があった場合の指導について

ア 白いワイシャツを着ていない、冬服着用期間にブレザーを着ていない、ネクタイ・リボンをしていない、制服を改造するなどの場合は、指導の対象となります。

イ ジャージやスウェット、トレーナー、パーカーなど、制服ではないものを着用して登校した場合は、学校で預かります。

度重なる違反や改善が見られない場合は、特別指導の対象になることもあります。

3 校内・校外での生活について

(1) 校内生活について

ア 学校生活では学習が第一です。授業に遅れないよう、始業のチャイムが鳴る前に準備を終え着席していきましょう。

イ 暴力行為、いじめ行為はどのような理由があろうとも許される行為ではありません。

また、周りではやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのも同等の行為とみなします。

ウ 来校者・先生・生徒同士にかかわらず、礼儀正しく挨拶をしましょう。

エ 昼食は校内でとり、登校してから全ての授業を終えて下校するまで、無断外出は禁止です。

オ 下校時間は17時です。それ以降の活動は教職員の監督が必要となります。部活動などでは顧問の指示に従ってください。完全下校は19時です。

カ 土日祝日等は原則登校禁止です。部活動は顧問の指示に従ってください。また、登校の際は制服を着用し、通常の通学方法で登校してください。

キ 学校の建物・施設・公共物は勝手に使わず、教職員に許可を得て、大切に扱きましょう。破損した場合は弁償となります。特に防火設備等は命にかかわる大切なものですので、手を触れないでください。

ク 携帯電話、スマートフォン、ゲーム機、ポータブル音楽機器の授業中の使用は原則禁止です。電源を切ってカバンに入れておきましょう。教科担当の指示以外で授業中に使用した場合は教科担当が預かり、後で指導を行うこととなりますので注意してください。

ケ 教科書、体育着、ジャージ、体育館シューズ等の所持品には、必ず記名してください。

コ 学業に関係のない物や貴重品は持ち込まないでください。財布、携帯電話、スマートフォンなどは自己管理を徹底してください。紛失や盗難被害にあった場合は速やかに担任もしくは生徒支援担当者に連絡してください。各自のロッカーには必ず施錠してください。

サ 校内でコンサート等の券を売買したり、金銭の徴収・貸し借りをすることは禁止です。

シ 生徒のエレベーター使用は原則禁止です。利用の必要がある場合は、申し出てください。

ス 許可なく他学年のフロアや他クラスの教室に入ってははいけません。

(2) 校外生活について

ア アルバイトをする場合は保護者等の同意の上、時間を守り行ってください。

イ スマートフォン・パソコン等を使って、掲示板、LINE や X(エックス)などのSNSで誹謗・中傷、噂などを書き込んだり、許可なく他人の写真や個人情報を載せたりしてはいけません。事故やトラブルに巻き込まれる危険性があります。学校で指導（特別指導）を受けるだけではな

く、警察による刑事上の厳しい処分を受ける可能性もあります。

また、そのような被害にあってしまった場合はすぐに学校に連絡してください。

- ウ 風紀上問題のある場所には立ち入らないでください。
- エ 保護者等の同伴のない夜間の外出は控えましょう。特に午後 11 時より翌日午前 4 時までの青少年（18 歳未満）だけでの外出については、神奈川県青少年保護育成条例の規制の対象となります。
- オ 校外で事件や事故にあってしまった場合は速やかに警察に連絡し、学校にも報告してください。

4 通学方法

- (1) 登下校の際は、決められた通学路を通り、歩きスマホや歩きながらの飲食などマナーに反した行動をとらないよう心がけてください。学校の近隣の団地や住宅等の私有地には絶対に入ってはいけません。近隣の公園や施設などで大勢集まるなど迷惑をかける行為は慎んでください。
- (2) 通学には徒歩または公共交通機関を使用してください。通学の際は交通規則やルール・マナーを必ず守ってください。

- (3) 自転車での通学については、次の項目に従ってください。

- ア 本校の自転車通学は許可制です。4 月に実施する交通安全講演会や自転車通学希望者対象説明会等を受けてから、自転車通学を希望する場合は、自転車通学許可願を提出してください。
- イ 許可が出たら学校指定のステッカーを自転車に貼り、校内の指定された場所に駐輪し、必ず施錠してください。ステッカーを貼っていない自転車は撤去します。
- ウ 高校生の自転車による事故が大変増えており、加害者として賠償請求されるケースもあります。二人乗り、スピードの出しすぎ、携帯電話やスマートフォン、イヤホン等を使用しながらの運転など、違反とされる運転は絶対にせず、自分と歩行者の安全に最大限の注意を払ってください。また、ヘルメットの着用に努めてください。

以上のことが守れない場合は、許可を取り消すこともあります。

- (4) バイク・自動車等の乗車について

- ア バイク・自動車（キックボード含む）等での登下校は禁止です。保護者等による学校への自動車での送迎も禁止です。
怪我等により保護者等の運転する自動車に登下校をする場合は、事前に保護者等から担任に連絡をしてください。
- イ 以下の行為を行った場合、特別指導の対象となりますので、絶対にしないでください。（同乗も含む）
 - ・登下校にバイク・自動車等を使用すること。
 - ・校外での学校行事、部活動等においてバイク・自動車等を使用すること。
 - ・制服でバイク・自動車等に乗車すること。
 - ・保護者等以外の運転するバイク・自動車等に制服で同乗すること。

免許の取得について

- バイク・自動車の免許の取得を希望する生徒は、家庭で十分に話し合いをした上で取得してください。
- 免許を取得した生徒は、運転免許証取得届を学校に提出してください。
- 免許取得後、バイク・自動車等を運転する場合は、交通法規を守って、交通安全につとめてください。

5 特別指導

本校では、皆さんが安全に安心して生活できる学校づくりを目指していますが、残念ながら中には校則（生活のきまり）やルールを違反してしまう生徒がいるかもしれません。そのような生徒に対しては、特別指導を行います。起こしてしまった行動の内容に則した指導となりますが、これは「懲罰」ではなく、起こしてしまったことに対して正面から向き合い、反省してもらうためのものです。そのため、「特別指導」の内容によっては、保護者等の理解と協力をいただきながら、クラスや他の生徒から離れて生活し、課題等に取り組んでもらうこともあります。

また、この期間は原則として外部との連絡（学校の友人と会う、電話やメール等で連絡を取る、アルバイトをする等）は認められません。このような指導を受けたくないよう、秩序ある学校生活を送るよう心がけましょう。

6 教育相談

学校生活において、不安や悩みが生じたときには、一人で問題を抱えずにまずは気軽に担任や年次の先生、または養護の先生や教育相談担当の先生など、自分が相談しやすい先生に相談しましょう。さらに週1～2回来校するスクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）に相談することもできます。SC・SSWに相談を希望する人は、担任または教育相談担当の先生に申し出てください。保護者等も相談することができます。教育相談担当の先生の名前やSC・SSWの来校日等、詳しいことは、年度当初にお知らせします。